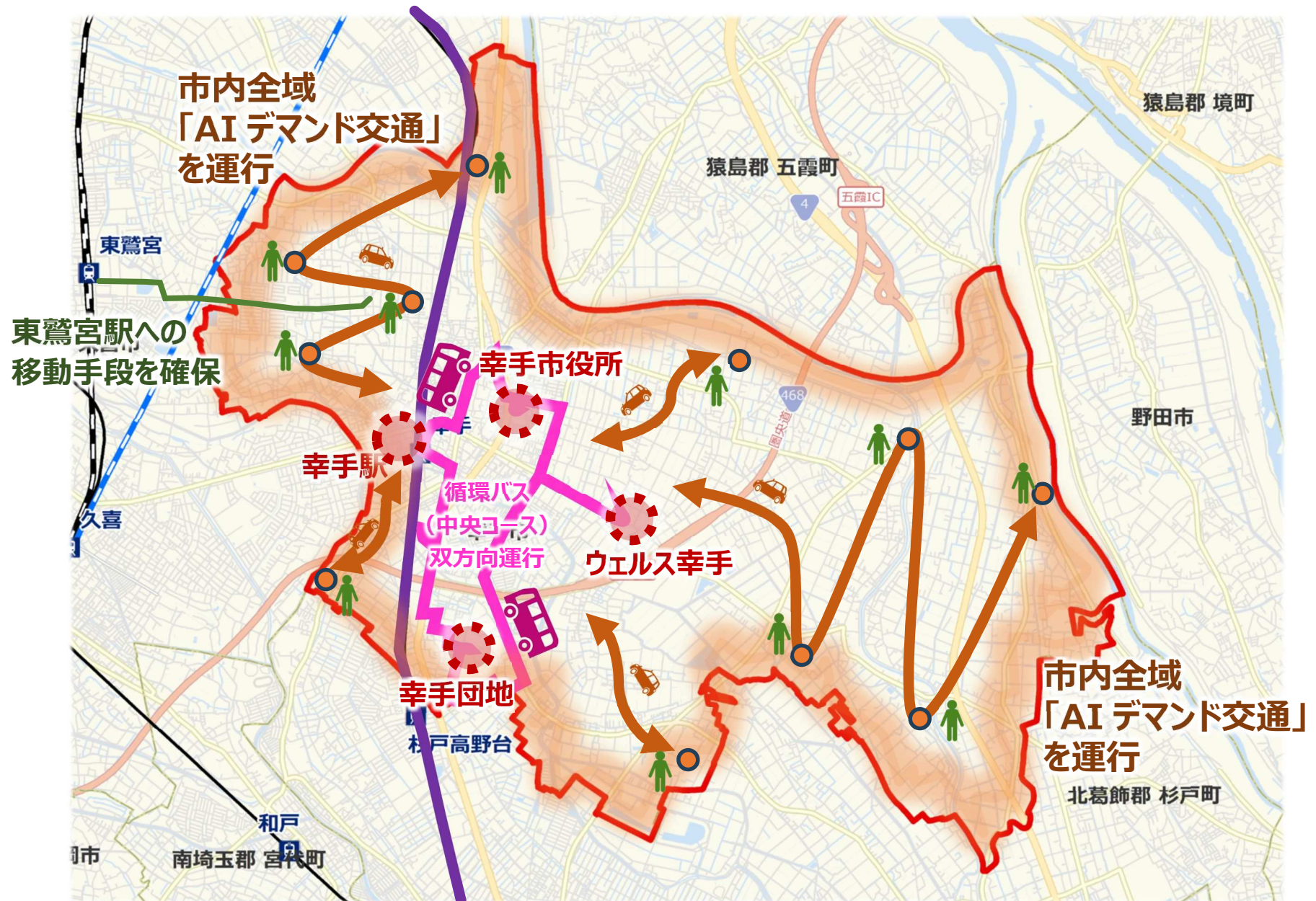


幸手市が運行する公共交通の考え方(案)

資料 4



◎市内循環バス

既存の市内循環バス中央コースをベースに、このエリアの「主要施設を目的地とする」、または、「主要施設の間を移動する」交通手段として循環バスを運行する。なお、車両2台により双方向運行を行い利便性の向上を図る。

○車両

- ・ノンステップバス（既存の中央コース車両と同じタイプを想定）×2台

○運行日

- ・月曜日から土曜日まで

○運行時間

- ・午前8時から午後18時までを基本とする。

○便数

- ・片方向8便（双方向16便）

○方法

- ・同じルートを車両2台により双方向運行する。（右回り・左回り）

○停留所

- ・未定（但し、現在の中央コース停留所（22か所）を基本とする。）

○運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議）

○利用者

- ・市内外問わず誰でも利用できるものとする。

◎A I デマンド交通（仮称）

市内循環バス東・西コースが運行していた東・西地域について、これまでの運行形態を見直し、新たに市内全域を対象にA I デマンドシステムを活用した乗合交通による区域運行を行う。

○車両

- ・タクシー車両（乗客定員4人）×2台

○運行日

- ・月曜日から土曜日まで

○運行時間

- ・午前8時から午後18時までを基本とする。

○便数

- ・運行ダイヤ、便の設定について今後検討する。

○運行区域

- ・市内全域

○運行方法

- ・自宅（周辺）と設定目的地間を予約に応じて乗合運行する。

○設定目的地

- ・市内の公共施設、医療機関、商業施設、銀行、郵便局、福祉系施設、幸手駅、バス停 など（詳細は今後検討する。）

○運賃

- ・有料とし、金額は今後検討する。（決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議）

○利用者

- ・市内在住の利用者登録をした人

○今後の検討事項

- ・「循環バスの利用促進」、「デマンドの効率運行（乗合率・稼働率、予約の取り易さ）の確保」、「タクシーとの差別化」を図るため、以下の条件設定について今後検討する。

* 中央エリア内の利用制限の必要性について

* 長距離利用への負担増について

* 設定目的地の限定化について

* 効率的な予約の受け付け方について